

平成23年4月12日

「東日本大震災等に伴い避難した住民の所在地等に係る情報を住所地の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力について（通知）」の発出

東日本大震災等により、多くの住民が全国各地に避難しており、住所地の市町村や県では、避難者の所在地等の情報把握が課題となっているところです。

そこで、避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」を構築することとしました。

関係地方公共団体の協力につきまして、平成23年4月12日付けで各都道府県あてに通知しますのでお知らせします（避難者の皆様へのお知らせは別紙1、通知文については別紙2を参照）。

なお、避難先市町村においては、準備が整った団体から順次、受付を始め、原則として平成23年4月25日までには受付を開始する予定です。

- 別紙1 「避難されている皆様へのお願い」
- 別紙2 「東日本大震災等に伴い避難した住民の所在地等に係る情報を住所地の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力について（通知）」
- 参考 「全国避難者情報システム（イメージ）」

**【連絡先】**

総務省自治行政局住民制度課

担当：寺田補佐、羽田主査

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5517

FAX：03-5253-5520

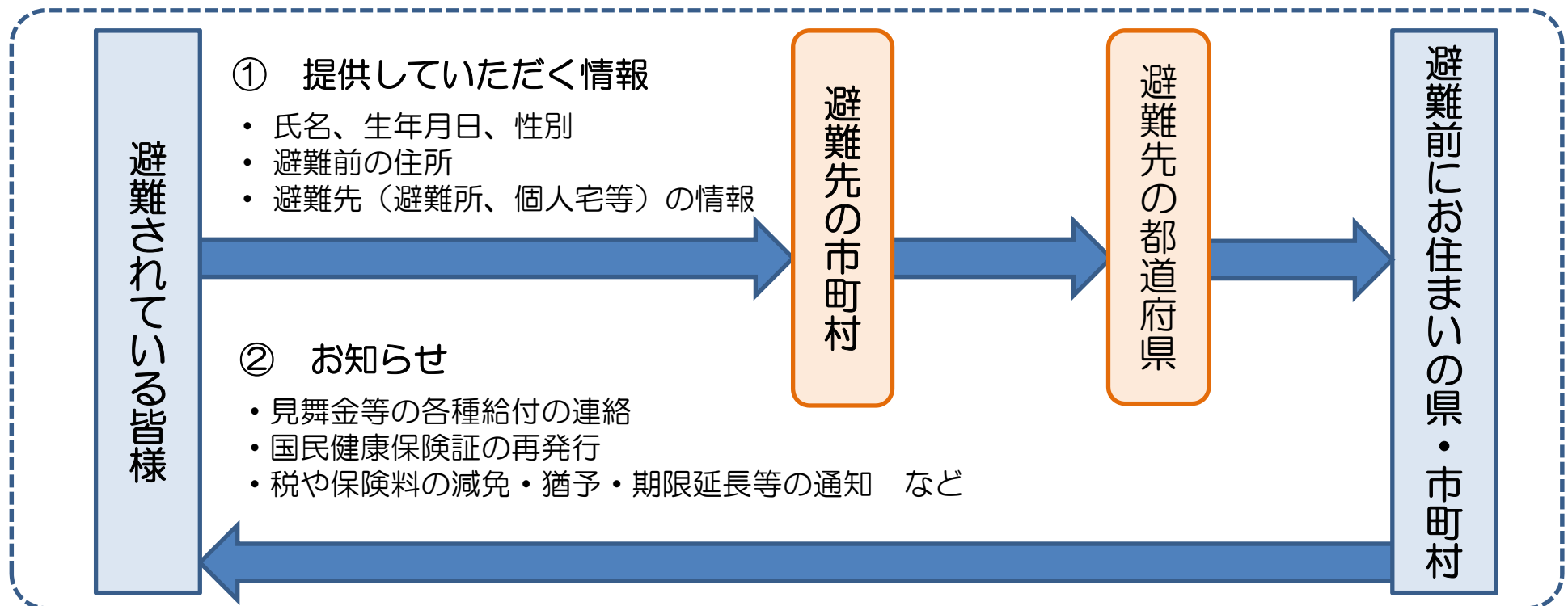
E-mail：[juki@soumu.go.jp](mailto:juki@soumu.go.jp)

# 避難されている皆様へのお願い

全国の市町村で  
平成23年4月25日  
までに  
受付開始 ※

- ① 避難先の市町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
  - ② 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせをお届けできるようになります。
- ※ 受付開始時期など詳しくは、避難先の市町村へお問い合わせください。

## 【全国避難者情報システム】



総行住第 62 号  
平成 23 年 4 月 12 日

各都道府県知事 殿

各指定都市市長 殿

総務省自治行政局長

東日本大震災等に伴い避難した住民の所在地等に係る情報を住所地の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力について（通知）

東日本大震災や東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所周辺の避難指示等により、多くの住民が、住所地の地方公共団体の区域外を含めた各地に避難しており、住所地の市町村（以下「避難元市町村」という。）及び県（以下「避難元県」という。）では、避難者の所在地等の情報把握が課題となっているところです。

避難元市町村及び避難元県は、その区域外に避難した者に対して各種通知や情報提供等を行う上で、避難者の所在地等の情報を把握することが必要であり、このためには、避難先の地方公共団体の協力を得て、当該情報を把握、集約する仕組みが必要であると考えられます。

具体的には、避難者に、任意で、所在地等の情報を直接又は避難所を通じて、避難先の施設等が所在する市町村（特別区を含む。以下「避難先市町村」という。）に対し、避難先の所在地等に係る情報（以下「避難者に関する情報」という。）を提供することを求め、避難先市町村を含む都道府県（以下「避難先都道府県」という。）を通じて、避難元県に対して、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）により当該避難者に関する情報を提供する仕組み（「全国避難者情報システム」）を構築することが考えられます。

このシステムにより、避難元県が、避難者に関する情報を活用して避難者に対して各種通知等を行うとともに、避難元市町村に対して避難者に関する情報を提供し、避難元市町村から避難者への各種通知等に役立てることができるようになるものと考えられます。

つきましては、下記のとおり取り扱うことについて御協力くださいますようお願いいたします。また、都道府県知事にあつては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対して、この旨を周知し、協力を求めていますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 避難先市町村における取組

#### (1) 避難者に関する情報提供の受付

避難先市町村は、当該市町村の区域内に設置された避難所を管理する者（以下「避難所管理者」という。）と協力して、又は当該市町村の事務所の窓口等において、別紙1の様式により、避難者から以下に掲げる避難者に関する情報の任意の提供を受け付けること。

- ① 氏名及びそのふりがな
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 避難元市町村における住所（避難者に関する情報の提供時において、既に避難先市町村に転入届を行っているときには、その旨を併せて記入）
- ⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地
- ⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等）
- ⑦ 当該避難先における滞在開始日
- ⑧ 当該避難先における滞在終了日（当該避難先での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があったときには、避難先市町村が記入）
- ⑨ 行政機関から世帯等を代表して連絡を受けることができる者にあつてはその旨及びその連絡先電話番号

避難先市町村は、避難所が避難先市町村以外の者によって設置されたものである場合には、避難所管理者に対して、避難先市町村と協力して当該避難所に滞在する避難者に関する情報をとりまとめ、当該避難先市町村に提供することについて、事前に依頼すること。

#### (2) 情報提供に係る本人同意の取得

避難者に関する情報の提供を受け付けるに当たっては、別紙1の様式により、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ避難者に関する情報を提供することについて、避難者から事前に同意を得ること。

なお、避難先市町村は、避難者からの情報提供の受付に当たり提出された書面については、当分の間、保存すること。

#### (3) 本人確認

避難先市町村は、避難者に関する情報の提供を受け付けるに当たっては、誤記載やなりすまし等を防止する観点から、本人確認書類の提示を求める方法その他の市町村長が適当と認める方法により、可能な限り避難者の本人確認を行うこと。

この場合において、避難所で受け付けるときは、避難先市町村は、避難所管理者と協力して、可能な限り本人確認を行うこと。

#### (4) 避難者に関する情報の集約と避難先都道府県への提供

避難先市町村は、(1)により受け付けた避難者に関する情報を別紙2に示すフ

ファイル形式のデータフォーマット（「全国避難者情報システムデータフォーマット」）により集約した上で、LGWAN を通じて避難先都道府県に提供すること。

避難者に関する情報の集約及び提供は、当該市町村の状況に応じて行うこととするが、避難者の状況に変更が生じたときは、可能な限り速やかに当該避難者に関する変更後の情報を提供すること。

なお、避難先市町村は、避難先都道府県に提供した避難者に関する情報については、当分の間、保存すること。

#### （５） 周知・広報

政府においても、このシステムについて国民に対する周知・広報を積極的に行うよう努めることとしているが、避難先市町村においても、避難者に対して、当該市町村の事務所の窓口等において避難者に関する情報の提供を受け付けていることについて、広く周知・広報を図るよう努めること。

### 2 避難先都道府県における取組

#### （１） 避難者に関する情報の集約と避難元県への提供

避難先都道府県は、1（４）により避難先市町村から提供された避難者に関する情報を集約し、避難元県ごとに整理し、避難元県に対して LGWAN により当該情報を提供すること。

避難者に関する情報の集約及び提供は、避難先市町村からの避難者に関する情報の提供状況に応じて、速やかに行うこと。

なお、避難先都道府県は、避難元県に提供した避難者に関する情報については、当分の間、保存すること。

#### （２） 周知・広報

避難先都道府県においても、避難先市町村と協力し、避難者に対して、避難先市町村の事務所の窓口等において避難者に関する情報の提供を受け付けていることについて、広く周知・広報を図るよう努めること。

### 3 避難元県における取組

#### （１） 避難者に関する情報の集約と整理

避難元県は、2（１）により避難先都道府県から提供された避難者に関する情報を集約し、当該避難元県内の避難元市町村ごとに整理すること。

集約・整理に当たっては、住民基本台帳ネットワークシステムを避難者に関する情報の把握に利用することについて当該避難元県が条例を定めている場合には、本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所及び住民票コード。以下同じ。）との関連付けを行うこと。その際、このシステムにより提供された避難者に関する情報が住民基本台帳ネットワークシステムの情報と突合しない場合において、避難元県は避難先都道府県に対して再度確認を依頼するなど、可能な限り、当該情報が正確なものとなるよう努めること。

なお、提供された避難者に関する情報が外国人住民に関するものである場合には、住民基本台帳ネットワークシステムに基づく情報と突合できないことに留意す

ること。

また、関連付けを行った後の避難者に関する情報については、避難先都道府県又は避難先市町村の求めに応じ、LGWANにより、可能な限り提供すること。

(2) 避難者に関する情報の避難元市町村への提供

避難元県は、避難元市町村における行政機能の回復状況を踏まえた上で、避難者に関する情報を避難元市町村に対して LGWAN により提供すること。ただし、避難元市町村が、被災等により LGWAN を通じて情報の提供を受けることができない場合には、避難元県の職員が直接データを持参するなど、セキュリティを十分に確保した上で別途の方法で提供すること。

なお、避難元県は、提供した避難者に関する情報については、当分の間、保存すること。

(3) 避難者に関する情報の受付が困難な市町村の補完

避難元県は、庁舎の損壊等により、避難者の情報を自ら集約・整理することが困難な市町村がある場合においては、当該市町村に代わり、当該市町村の区域内の避難所等から避難者に関する情報の集約を行うことが考えられること。

(4) 避難者に関する情報及びその他の情報を登録するデータベースの活用

避難元県は、住民基本台帳ネットワークシステムを避難者に関する情報の把握に利用することについて当該避難元県が条例を定めている場合には、避難先都道府県から提供された情報及び本人確認情報等を基にして、行政サービスに活用するためのデータベースを構築することが考えられること。その際、(財)地方自治情報センターが地方公共団体向けに無償で提供している「被災者支援システム」を利用することも考えられること。

(URL : <https://www.lasdec.or.jp/cms/9,22037,21.html>)

(5) 避難者への通知、情報提供等

避難元県は、避難者に関する情報を基にして、避難者に対して各種通知や情報提供等を行うこと。

#### 4 避難元市町村における取組

(1) 避難者に関する情報の集約と整理

避難元市町村は、3 (2) により提供された避難者に関する情報を集約し、整理すること。

集約・整理に当たっては、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークシステムとの関連付けを行うこと。その場合においては、関連付けを行った後の避難者に関する情報を、避難先都道府県又は避難先市町村の求めに応じ、可能な限り提供すること。

なお、提供された避難者に関する情報が外国人住民に関するものである場合には、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークシステムに基づく情報と突合できないことに留意すること。

(2) 避難元市町村内の避難者に係る情報の避難元県への提供

避難元市町村内に避難している者の情報についても、1 (1) から (3) までに

準じて、避難所の管理者等を通じて情報を集約・整理し、1（4）に準じて避難元県へ情報提供すること。この場合において、避難元県は当該情報を必要に応じてデータベース化することが考えられること。

なお、庁舎の損壊等により対応が困難な市町村にあつては、3（3）により県が補完することが考えられること。

また、避難元市町村は、提供した避難者に関する情報については、当分の間、保存すること。

(3) 避難者に関する情報及びその他の情報を登録するデータベースの活用

避難元市町村は、避難先都道府県から提供された情報及び本人確認情報等を基にして、行政サービスに活用するためのデータベースを構築することが考えられること。その際、(財)地方自治情報センターが地方公共団体向けに無償で提供している「被災者支援システム」を利用することも考えられること。

(4) 避難者への通知、情報提供等

避難元市町村は、避難者に関する情報を基にして、避難者に対して各種通知や情報提供等を行うこと。

5 その他

(1) 避難先市町村においては、準備が整った団体から順次、受付を始めるものとし、原則として平成23年4月25日までには受付を開始する。ただし、被災等により対応することができないなど特段の事情を有する団体においては、この限りでない。

(2) 1（4）、2（1）並びに3（1）及び（2）に基づき、LGWANにより避難者に関する情報を提供する避難先市町村、避難先都道府県、避難元県及び避難元市町村の連絡先（電子メールアドレス）については、別途総務省でとりまとめた上で、後日情報提供する予定であること。

(3) 別紙1及び2のデータフォーマットについては、後日総務省のホームページからダウンロードできるよう整備する予定であること。

(総務省連絡先)

総務省自治行政局住民制度課

寺田課長補佐

浦上本人確認情報保護専門官

羽田主査

電話：03-5253-5517

FAX：03-5253-5520

Email：k.hada@soumu.go.jp

(別紙1)

【避難先等に関する情報提供書面】

都道府県コード				市町村コード			
整理番号(a)							

太枠内のみ記入してください。

① 氏名		② 生年月日		④ 避難元市町村における住所（避難前に居住していた住所）			
(ふりがな)		明・大・昭・平		市 郡 町 村	市町村名より下の住所（指定都市の区、町、字等）		
(漢字)		年 月 日			番 号		
		③ 性別			(マンション・アパート名及び部屋番号)		
		男 ・ 女		県			
⑤ 避難先（避難所又は個人宅等）の所在地				⑥ 避難先の名称（施設名又は個人宅等）		⑦ 当該避難先における滞在開始日	⑨ 行政機関から世帯等为代表して連絡を受けることができる者（連絡先代表者）及び連絡先(c)
都 道 府 県	市 区 (特別区の場合)	市町村名より下の住所 (指定都市の区、町、字等)			平成 年 月 日		連絡先代表者である・ない
	郡	番 号			⑧ 当該避難先における滞在終了日(b)		(連絡先電話番号)
	町 村	(マンション・アパート名及び部屋番号)			平成 年 月 日		
		既に避難先市町村に転入届を行っている場合には「○」を記入					

<記入時の留意事項>

(a) 避難先市町村において、整理番号を付すこと。

(b) ⑧については、当該避難所での滞在が終了し、避難先市町村に対し、その旨の情報提供があった場合には、避難先市町村が記入。

(c) ⑨については、連絡先代表者である場合（一人世帯である場合を含む。）には、「ある」に丸をつけ、連絡先電話番号を記入。代表者でない場合は、「ない」に丸をつけ、「-」を記入。

【個人情報の取扱いに関する同意】

私は、東日本大震災等への対応に活用するため、避難先市町村、避難先都道府県、避難元県、避難元市町村等の関係行政機関へ上記に記入した情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日 (氏名)

(口頭了解の場合) 確認日時:平成 年 月 日 (確認者氏名)



全国避難者情報システムデータフォーマット

①氏名	ふりがな	②生年月日	③性別	④避難元市町村における住所			⑤避難先(避難所又は個人宅等)の所在地				⑥避難先の名称(施設名又は個人宅等)	⑦当該避難先における滞在開始日	⑧当該避難先における滞在終了日	⑨連絡先代表者	連絡先電話番号	整理用の番号			備考欄
				県名	市、郡町村名	市町村名より下の住所(指定都市の区、町、字等)	都道府県名	市、郡町村名	市町村名より下の住所(指定都市の区、町、字等)	避難先市町村への転入届を行った場合						避難先都道府県の都道府県コード	避難先市町村の市町村コード	整理番号	
(記入例)																			
総務 太郎	そうむ たろう	昭和55年5月5日	男	〇〇県	××市	△△10番2号パティオ505	◇◇県	〇×市	■1丁目2番2号	■体育館	平成23年3月25日		○	090XXXXXXX	123321	123456	00001		
総務 花子	そうむ はなこ	昭和56年5月6日	女	〇〇県	××市	△△10番2号パティオ505	◇◇県	〇×市	■1丁目2番2号	■体育館	平成23年3月25日		-	-	123321	123456	00002		

【データ入力時等の留意事項】  
(入力データのフォント)「MSゴシック」、数値(住所欄を除く。)以外は、「全角」で入力  
(氏名欄)氏と名の間には、全角スペース。ふりがなは、ひらがなで入力  
(日付けについて)「和暦」で直接入力(例:昭和54年7月20日)又は「西暦」で入力した場合に自動変換(例:1982/01/01→昭和57年1月1日)  
(避難先市町村へ転入届を行った場合)既に避難先市町村へ転入届を行った者については、「○」を記入  
(連絡先代表者)連絡先代表者には「○」、それ以外の者は「-」  
(連絡先電話番号)連絡先電話番号は、連絡先代表者の分のみ記載。それ以外は「-」  
(ファイル保存名)「〇〇県避難者情報ファイル(〇〇県あて)2011\_04\_〇.xls」、「〇〇県△△市避難者情報ファイル(〇〇市町村あて)2011\_04\_〇.xls」で保存し、提供。  
(個避難先都道府県名)(個避難元県)(個提供の日付)(個避難先市町村名)(個避難先市町村名)(個提供の日付)  
(ファイル保存形式)データ送信先の地方公共団体において、古いバージョンでしかデータを開けない可能性もあるので、可能な限り古いバージョンで保存したうえで送信すること。

# 全国避難者情報システム（イメージ）

平成23年4月12日  
総務省自治行政局

## 趣旨

- 被災市町村・県の区域外に避難した国民に対して、的確に行政情報を提供するためには、被災市町村・県において、避難した国民の所在地情報を把握することが不可欠。
- 全国の都道府県・市町村の情報ネットワークを活用し、避難した国民の所在地情報を被災地の県に集約。
- 避難した国民が、避難先市町村に情報提供していただくことが不可欠。

## 国の役割

- 避難者の所在地把握システムの立ち上げ（地方公共団体へ助言）
- 避難者情報データフォーマットの提示
- 避難者をはじめとする国民への周知・広報
- 地方6団体へ協力要請

## 周知・広報

避難所以外の場所にいる避難者は、所在地情報を、直接避難先市町村へ提供

避難所にいる避難者の所在地情報の受付は、避難先市町村が避難所の管理者と協力して、実施

★避難者の所在地情報に基づき、避難元県、避難元市町村等から避難者に対して各種通知・情報提供

### <避難元自治体からのお知らせ(例)>

- ★税や保険料の減免・猶予・期限延長等の通知
- ★被災者生活再建支援制度、仮設住宅、公営住宅の提供状況など、住宅支援関係の連絡
- ★見舞金等の各種給付の連絡
- ★国民健康保険証の再発行
- ★その他避難元団体の復旧・復興状況の連絡

### 避難者情報全国共通データフォーマット (Excelファイル)

避難先情報+基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）等

氏名	ふりがな	生年月日	性別	避難元県	住所（郡・市以下）	避難先都道府県	避難先所在地（郡・市以下）	避難先（施設・個人宅等）	滞在開始日	滞在終了日	連絡先代表者	連絡先電話番号
総務太郎	そうむたろう	昭和47年7月7日	男	××県	◇◇市××2-2	〇〇県	△△市□□町1-1	□□公民館	平成23年3月12日		○	090-1234-5678
総務花子	そうむはなこ	昭和47年6月5日	女	××県	◇◇市××2-2	〇〇県	△△市□□町1-1	□□公民館	平成23年3月12日		-	-
総務美咲	そうむみさき	平成12年6月6日	女	××県	◇◇市××2-2	〇〇県	△△市□□町1-1	□□公民館	平成23年3月12日		-	-

所在地等の情報を避難先市町村に任意に提供  
（避難元市町村等の行政機関へ情報提供することを包括的に同意）

